

分野横断的課題への対応の方向性

2026年4月

内閣官房

日本成長戦略本部事務局

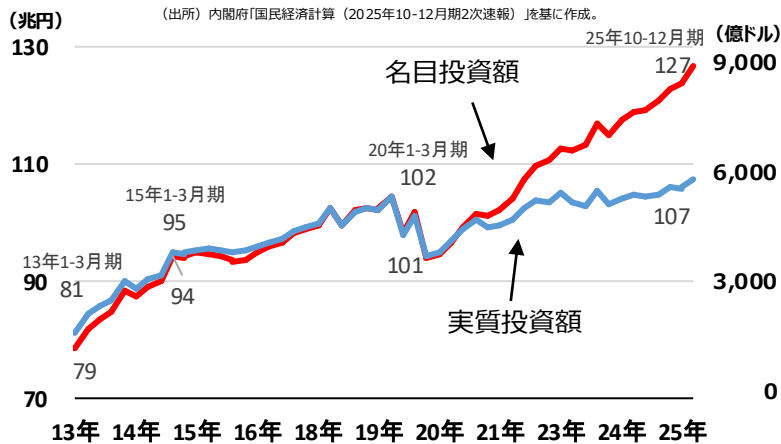
1. 新技術立国・競争力強化	…	P2
2. スタートアップ	…	P6
3. 金融を通じた潜在力の解放	…	P10
4. 人材育成	…	P14
5. 労働市場改革	…	P18
6. 家事等の負担軽減	…	P22
7. 賃上げ環境整備	…	P25
8. サイバーセキュリティ	…	P29

1. 新技術立国・競争力強化

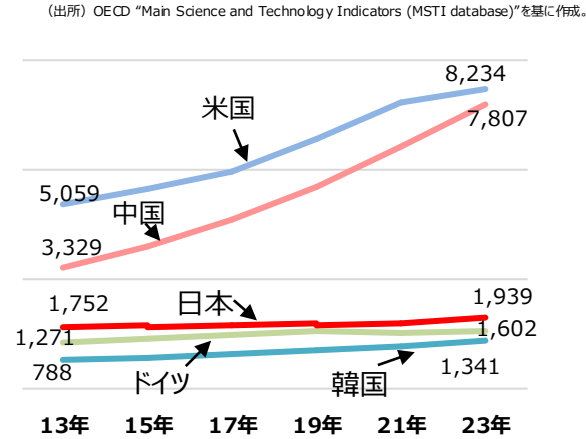
1. 現状と課題

- 国内の設備投資・研究開発投資は実質で横ばい（量）。さらに資本の生産性も低い（質）。その結果、主要産業の国際競争力は低下。
- AIの価値創出の場が、サイバー空間から各産業の現場へと広がる中で、世界的に企業のビジネスモデルの転換や研究開発等のスピードが加速。すべての分野のカギとなるAIトランスフォーメーション（AX）を巡り、各国で競争が激化する中、日本は供給・需要の両面で出遅れ。企業経営から産業構造・就業構造まで、AXを全てのレイヤーで実現することこそ、最優先で取り組むべき課題。
- さらに、「危機管理投資」・「成長投資」をはじめとする投資の拡大に向けてボトルネックを解消するため、市場・技術・需要・政策等の不確実性の緩和、地政学リスクの高まりやサプライチェーンリスクの顕在化に対応した経済安全保障の確保、産業用地をはじめとするインフラの不足などへの対応が不可欠。これらに対応し、投資収益に対する企業の予見可能性を高めて投資を引き出していく、総合的な政策を講じる必要。

民間企業設備投資額



主要国の研究開発投資額（実質値）

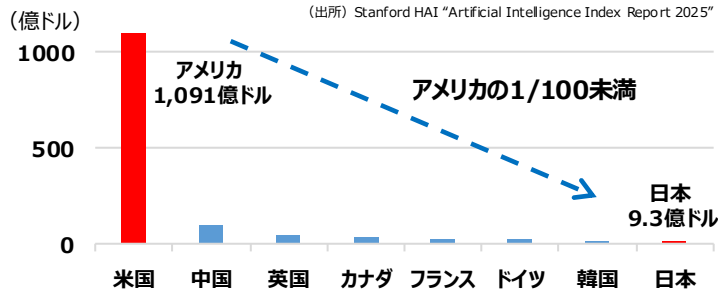


資本生産性（2023年）

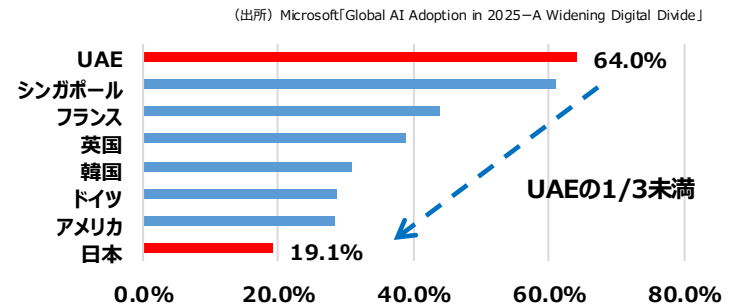
(付加価値額/資本ストック=資本1単位が生み出す付加価値)
(出所) University of Groningen “Penn World Table version 11.0”を基に作成。

米国	0.31
ドイツ	0.24
英国	0.20
日本	0.18
フランス	0.17

主要国における民間AI投資（2024年）



主要国におけるAI利用率（2025年下半年）



1. 新技術立国・競争力強化

2. これまで（2025年度内）の取組

- 産業競争力強化法等改正案の閣議決定／国会提出（2026年3月）
大胆な投資促進税制での投資規模要件等の確認・認定制度の創設（産競法）、エッセンシャルサービスの供給の持続性確保のための事業の効率化に係る計画認定制度の創設（産競法）、産業用地確保のための既存用地の条件改善及び産業用地整備に係る計画承認制度の創設（地域未来法）、日米政府の戦略的投資イニシアティブの着実な履行に向けたNEXIの財務基盤強化のための国債の交付に係る措置等の創設（貿易保険法）等
- 産業技術力強化法改正案の閣議決定／国会提出（2026年3月）
重点産業技術（AI・先端ロボット、量子、半導体・通信等）の指定、研究開発税制のインセンティブ強化に関する認定制度創設等
- 経済安全保障推進法等改正案の閣議決定／国会提出（2026年3月）
経済安保上重要な物資の供給に必要な不可欠な役務を支援する仕組みの整備、基幹インフラ制度への医療分野の追加、重要技術に関する指定基金の対象拡大、経済安保上重要な海外事業に対する支援措置の創設、総合的な経済安全保障シンクタンク・官民協議会の創設等
- 世界に先駆けてAIロボティクスの社会実装と中核産業化の実現を目指す「AIロボティクス戦略」を策定（2026年3月）
- 第7期「科学技術・イノベーション基本計画」（令和8～12年度）の閣議決定（2026年3月）
知の基盤としての「科学の再興」、技術領域の戦略的重点化（17の戦略分野に対応）、科学技術と国家安全保障との有機的連携、産学官を結節するイノベーション・エコシステムの高度化、戦略的科学技術外交の推進、推進体制・ガバナンスの改革

3. 対応の方向性

（1）対応の方向性

- 「新技術立国・競争力強化」は、8の分野横断的課題を結びつけ、17の戦略分野における勝ち筋の実現に向けた産業競争力を底上げする、成長戦略全体の「結節点」としての役割を担う。中でも、世界市場を獲得するグローバル産業だけでなく、AXによるリープフロッグに勝機があるローカル産業も含め、あらゆる分野の産業競争力強化に向けたカギとなる、AIトランスフォーメーション（AX）による経済社会構造の変革を後押ししていく。
- 「責任ある積極財政」と企業経営改革により「危機管理投資」・「成長投資」のさらなる拡大を進めるとともに、「技術で勝ってビジネスでも勝つ」新技術立国の実現とグローバル市場の獲得・経済安全保障の強化により、日本経済の成長につなげる。
- そのため、以下の3本柱で、政策パッケージを展開していく。
 - ① 地方も出発点としたAXによる産業構造・就業構造転換、AX実現に向けたデジタル産業基盤の確保などグローバル立地競争力の強化（データ・インフラ・人材・エネルギー等）
 - ② 「責任ある積極財政」を通じた「危機管理投資」・「成長投資」の推進
 - ③ 「技術で勝ってビジネスでも勝つ」、新技術立国の実現、グローバル市場の獲得・経済安全保障の強化

（2）KPI

- 戦略17分野の官民投資ロードマップにおける経済的・戦略的な目標の達成を目指す。
- さらに、「新技術立国・競争力強化」には、全体の「結節点」として、危機管理投資・成長投資の底上げが求められることを踏まえ、今後具体的に検討。

1. 新技術立国・競争力強化

(3) 講じるべき施策パッケージ

①あらゆる分野の産業競争力強化のカギとなるAXの推進

①-1 地方も出発点としたAXによる産業構造・就業構造転換

(i) エッセンシャルサービスの生産性向上の促進

(産業の担い手の確保に資する生活基盤の維持)

- 多角化・広域化に取り組む認定エッセンシャルサービス事業者の事業継続コストを軽減するための支援措置を検討
- 「AIロボティクス実装ロードマップ」を通じAIロボット導入を促進し、エッセンシャルサービスの供給力を強化

(ii) 中堅・中小企業におけるAXをはじめとする変革の加速

- 中堅・中小企業向け補助金におけるAX投資の重点支援や、AIの導入意欲のある中小企業とAIサービス提供者、支援者のネットワーク構築を地域ごとに支援（自治体・金融機関・高専等と連携）

①-2 AX実現に向けたデジタル産業基盤の確保などグローバル立地競争力の強化（データ・インフラ・人材・エネルギー等）

(i) AX実現に向けたデジタル産業基盤の確保

- AIの学習・推論に不可欠となる、先端半導体を中心とした計算基盤の整備を引き続き推進
- 多様な産業分野におけるAXを実現する基盤となる、日本が強みを持つ現場データ（製造業・物流・介護・災害・廃炉等）を収集・加工・精製（AI-Ready化）したデータ基盤を構築するとともに、フィジカルAIのコアとなるマルチモーダル基盤モデルの開発を推進

(ii) 産業用地・インフラの確保、研究開発拠点の強化、対日投資の促進

- 地域の産業クラスターを戦略的に形成するため、戦略17分野のロードマップと対応して国が策定する「戦略産業クラスター計画」に基づき、道路、工業用水、鉄道など必要な公共インフラ整備や、分野特有の拠点整備、生産活動の前提となる産業基盤インフラ整備、産業人材育成を一体的に実施する。また、無形資産投資を促す仕組みについて、制度の執行状況や効果を検証し、執行可能性、財源確保等の状況を踏まえ、見直しを検討するとともに、利便性向上を検討する。併せて対日投資の促進も図る。
- 産業用地整備のための、自治体向け長期低利融資などの支援強化

(iii) GX産業立地の推進

- コンビナートや脱炭素電源等を核とする産業集積の実現に向けた、「GX戦略地域制度」の枠組みによる支援と規制・制度改革

②「責任ある積極財政」を通じた「危機管理投資」・「成長投資」の推進

(i) 複数年度の予算措置のコミットメント等による予見可能性向上

- 「危機管理投資」・「成長投資」について、通常の歳出とは別に、予見可能性を持って実施できるよう「新たな投資枠」を創設。このうち、経済安全保障上、特に重要な分野の投資などについては、複数年度で財源を確保した上で、別枠で管理（※）する政策スキームを検討
- ※償還財源の裏付けのある「つなぎ国債」の発行によって先行的な資金調達を可能としたものについては、債務残高対GDP比やPB等の指標において、経費及び財源の金額を除いて別枠で管理

(ii) 成長投資を促進する「攻めの経営」の実現

- 企業の成長投資の量・質の更なる向上と、業績や成長ステージに応じた戦略的な株主還元の実施の促進など、企業の中長期的な企業価値向上に向けた『成長投資ガイドライン』をコーポレートガバナンス・コードと一体的に策定
- 企業の中の未活用資産を活用した成長投資の拡大や、事業ポートフォリオ組替え・不採算事業からの撤退・事業者間連携の促進に向けた環境整備
- 機関設計の見直し等の株式会社の選択肢拡大と、株主提案権の要件見直しをはじめとした迅速かつ果敢な企業経営に資する会社法改正の検討
- 知財を戦略的に取得・活用する企業経営の推進、ボトルネックとなり得る権利侵害を抑制するための法的措置の検討、国等が支援する研究開発投資における事前の調査及び適切な知財取得の実施

1. 新技術立国・競争力強化

③新技術立国の実現とグローバル市場の獲得・経済安全保障の強化

③-1「技術で勝ってビジネスでも勝つ」、新技術立国の実現

(i) 防衛調達を含む官公庁調達、新たな需要・市場創出

- スタートアップ(SU)からの調達加速に向けた調達側と連携したSBIR*制度の機能強化、試験導入・運用による迅速な開発支援の強化、関係機関による一貫した伴走支援体制の整備、迅速・柔軟な調達に向けた契約等の実務の確立* Small/Startup Business Innovation Research
- 防衛分野へのSU技術の積極的な取込に向けた、SUに期待する技術分野の定期公表、防衛省版SBIR制度、アジャイル型調達、柔軟な契約に基づく研究試作、プライム企業とのマッチング、伴走支援、民間資金の呼び水施策、積極的な防衛調達のための方策の検討、国研・大学等との連携強化
- 規制改革に向けたインキュベーション型伴走支援、戦略的標準化に向けた「型」の横展開と専門機関等による政府への「伴走機能」の強化、公共調達におけるJIS規格の導入・活用、国内認証機関の強化

(ii) スタートアップ・ファイナンス整備

- スタートアップの成長段階に応じた成長資金の供給、成長戦略の構築・実施の支援、シーズ段階でグローバル仕様の企業創出や、リードインバスターの育成・呼び込み

(iii) 研究開発法人等の技術シーズの徹底した社会実装を実現

- 国家的課題への対応という国研のミッションを明確化しプラットフォーム機能を強化・セキュアなオフキャンパス機能の提供(国家安全保障に資するデュアルユース技術等の研究開発を含む)、産総研によるVCへの出資業務の追加、その出資機能も活用した産総研・他国研の技術シーズの成果普及を推進、国研等の研究開発に係る調達手続の運用柔軟化を検討、老朽化した研究施設・設備の戦略的整備・更新に向けた制度的対応

(iv) 産業競争力・研究力中核大学群の形成

- 戦略17分野を中心とする産業競争力強化に貢献する、新技術立国の核となる新たな大学群の形成に向け、特定分野において特に高い研究力を有し高度な経営を行う大学を認定し、当該分野における研究開発及び社会実装(研究環境の整備を含む)を中長期的に支援する新たな制度の創設を検討
- 国立大学法人運営費交付金などの基盤的経費や科研費の大幅拡充、次の成長を生み出す新興・融合研究の促進、新技術の研究・社会実装を担う科学技術人材の育成

(v) 我が国が優位性を持つ技術を外交的に後押し

- 外交機会の活用や国際連携による先端技術エコシステムの共創(デュアルユース含む技術、スタートアップの海外展開強化)、国際頭脳循環(PI(Principal Investigator:日本人研究者)や在外公館を活用した産学官ネットワーク強化、世界トップ人材の受入れ、日本人研究者の海外派遣)、ODAの戦略的な活用

③-2 グローバル市場の獲得・経済安全保障の強化

(FOIP(自由で開かれたインド太平洋)の戦略的進化にも貢献、産業・技術基盤の強化)

(i) グローバルな危機管理投資・成長投資の抜本強化

- 「日米戦略的投資イニシアティブ」を含む同志国との投資案件の具体化促進
- 戦略17分野でのグローバル市場の獲得に向けて、国・地域別戦略の構築とその実現に向けた海外市場での事業展開支援、高度外国人材への人材投資支援・受入れ制度・基盤の戦略的整備
- 日本が競争力を有する海外の成長市場(例:コンテンツ、農林水産品・食品)獲得に向けた、JETROを含む支援機関の体制を強化する。

(ii) 有志国間での自由で互恵的な経済圏の構築

- AZEC(アジア・ゼロエミッション共同体)の機能拡大、「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」の具現化、CPTPP拡大
- 経済安全保障を含むバイ・マルチODAによる環境整備及びグローバルサウス諸国との連携強化

(iii) 経済安全保障の確保に向けた製造・技術基盤等の強化

- 経済的威圧への耐性等を強化するための製造基盤の強化(汎用品も含む基盤的物資や循環資源への支援、製造基盤の強靱化を支える技術要素群に着目した支援、重要な技術開発を支える部素材・技術等への支援、製造基盤に係るエコシステムへの支援等)
- 経済成長と防衛力強化双方に貢献する安全保障上重要なデュアルユースの技術・生産基盤等の強化
- 経済安全保障上重要な技術の育成強化、技術流出対策の強化、貿易救済措置の活用強化
- 地政学リスクを踏まえた企業の行動変容の促進(「経済安保経営ガイドライン」・「経済安保と独禁法に関する事例集」の普及、投資家から評価される仕組みの検討)、民間での対応が困難な領域における国による更なる支援のあり方の検討

2. スタートアップ

1. 現状と課題

- 2022年11月スタートした「スタートアップ育成5か年計画」（「5か年計画」）の推進により、**我が国のスタートアップ数は25,000社へと増加**。大学発スタートアップも、3年間で1.5倍に増加。
- **ユニコーン予備軍も約3倍**となるなど、スタートアップエコシステムは着実に発展。経済成長へのインパクトも対GDP比約4%、2年間に32%拡大。
- 一方、ユニコーン数や資金調達額については、「5か年計画」の目標にはまだ遠く、**スケールアップのための成長資金供給の強化は引き続き大きな課題**。
- **特に、ディープテック・スタートアップは戦略17分野における技術革新や成長投資の先導的な担い手であり、ユニコーンに成長する潜在力を有するが、収益化までに長期間と大規模資金を要するため、その壁を乗り越えられるようなディープテック・スタートアップ育成の強化が課題**。
- また、日本のスタートアップの資金調達の8割は東京に集中しており、**地域からスタートアップを輩出していくエコシステムの強化が課題**。

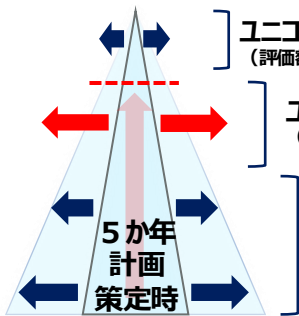
※ □内は「スタートアップ育成5か年計画」における目標

国内スタートアップ数

将来の目標：10万社

国内ユニコーン数

将来の目標：100社



	2021年		現在
ユニコーン	6 (※1)	1.3倍	8 (※1)
上場ユニコーン	18 (※2)	1.8倍	33 (※2)
ユニコーン予備軍	12 (※3)	2.6倍	31 (※4)
スタートアップ	約16,100	1.5倍	約25,000
大学発スタートアップ	3,305 (※5)	1.5倍*	5,074 (※5)

*2023年度から2024年度への増加分の約57%は東京都以外で創業

諸外国のユニコーン企業数※6 米：722 英：57 仏：29 シンガポール：16 韓国：15

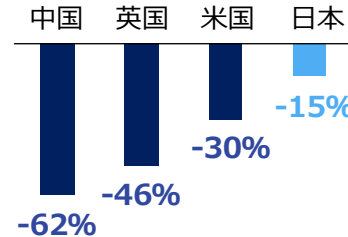
国内資金調達・創出GDP額

2027年度の目標：10兆円規模

2021年：8,876億円 → 2025年：7,613億円（速報値）
（2024年8,828億円）

海外主要国が2021年比で大きく減少する中、**25.69兆円のGDPを創出し、日本の名目GDP対比では約4%**

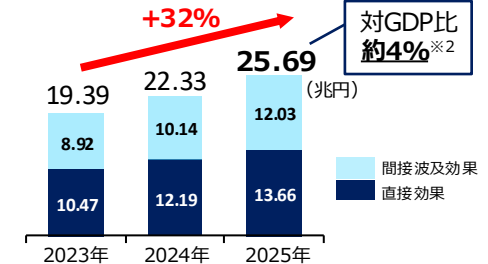
<資金調達額：2021→2025年比>



(出典) <資金調達額（日本国内）>

- 株式会社ユーザベース、「Japan Startup Finance 2025」
- <資金調達額（海外）>
- Dealroom.co. “Locations fundings heatmap”

<スタートアップによる創出GDP※1の推移>



※1 直接効果とは、スタートアップの経済活動により創出される付加価値を指し、間接波及効果とは、スタートアップに対するサプライヤーの経済活動や所得創出に伴う消費支出が引き金となり連鎖的に創出される経済効果を指す。本調査では間接波及効果のうち2次波及効果までを推計。

※2 2025年の日本の名目GDP(663.8兆円)との比較
(出典) 令和7年度ユニコーン創出支援事業(起業家精神・スタートアップ企業の情報整備等に関する調査)、内閣府 経済社会総合研究所「国民経済計算（GDP統計）」(2026/3/31時点)

※1 出典：CB Insights, Pitchbook, スピーダスタートアップ情報リサーチ。ユニコーン：評価額10億ドル又は1,500億円を超える未公開企業
 ※2 出典：Pitchbook, スピーダスタートアップ情報リサーチ。上場ユニコーン：2016/1/1から2025/12/31の間にIPOした企業のうち、スタートアップ情報リサーチスピーダに掲載されている企業であり、外部調達を行ったことがあり、かつ上場後1度でも時価総額が10億ドル又は1,500億円を上回っている企業をカウント。このうち、被M&A等により現在は非上場となっている企業は除外。
 ※3 出典：株式会社ユーザベース「Japan Startup Finance 2020」
 ※4 出典：スピーダスタートアップ情報リサーチ。2026/3/31時点で「調査継続中」で調達後評価額が500億円から1,500億円の企業。
 ※5 出典：令和6年度大学発ベンチャー実態等調査。年度別の数字であり、2021年度：3,305社、2024年度：5,074社。2023年度から2024年度への増加分の約57%は東京都以外で創業。
 ※6 出典：CB Insights, 2025年10月の数値。

2. スタートアップ°

2. これまで（2025年度内）の取組

- (1) 経済対策における対応
 - ディープテックスタートアップ支援（1,000億円基金の内数）、起業家等の海外派遣（46億円）、中堅・中小企業・スタートアップへの設備投資を支援（4,121億円）。
- (2) 内外からの資金供給拡大のためのスタートアップ関連税制の拡充
 - オープンイノベーション促進税制について、セカンダリー取引・吸収合併に係る拡充。PE（恒久的施設）課税特例について持分割合要件の引上げ。
- (3) 東京証券取引所グロース市場の上場維持基準の見直し（12月8日）
 - 「上場10年経過後から、時価総額40億円以上」から「上場5年経過後から、時価総額100億円以上」に改正（新基準は2030年より適用予定）。
- (4) 政府調達強化に資する制度の整備
 - 防衛省において、スタートアップの技術・製品の迅速な導入に向け、柔軟な契約制度の活用を推進する「ファストパス調達」を開始。
- (5) グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の推進
 - 運営法人の設立等に関する法案を本国会に提出。

3. 対応の方向性

(1) 対応の方向性

- 1. の課題を解決するため、以下の3本柱を通じて「5か年計画」強化に取り組む。

①：スタートアップのスケールアップ

スケールアップを加速するエコシステムの構築にあたっては、グロース・ファイナンスの強化が最重要。また、M&Aも含めた多様なエグジット（出口）の確保により、資金と人材の循環を促進。加えて、海外からの投資、スタートアップ、人材の誘致を進め、世界の資金・人材・技術がダイナミックに循環するグローバルなエコシステムへの接続を強化する。

②：ディープテック・スタートアップの支援

ディープテック・スタートアップの創出・育成のためには、研究開発から事業化・社会実装に至るまで切れ目ない支援が必要。特に、初期需要創出のために政府調達の強化が最重要。これまでSBIR※1で取り組んできた研究開発支援に加えて、本格導入につなげるためアンカーテナンシー型※2の委託による試験導入・運用の取組を強化するとともに、スタートアップが政府調達に参入しやすくするための環境を整備する。また、防衛力強化にスタートアップの力を活かし、同時に、防衛分野での調達や研究開発・実証等を起爆剤にスタートアップが成長する好循環の創出に向け、デュアルユース・スタートアップのエコシステム強化に重点的に取り組む。加えて、戦略17分野に集中的に支援策を措置する。

③：地域の経済社会を担うスタートアップの創出・育成

地域のスタートアップ・エコシステム強化のため、起業家教育の充実、大学・高専発スタートアップの創出・育成強化、自治体によるスタートアップ調達の強化、スタートアップ・エコシステム拠点都市の強化等を進める。

(※1) Small/Startup Business Innovation Researchの略。スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装し、それによって我が国のイノベーション創出を促進するための制度。

(※2) 政府が民間企業の製品やサービスを安定的な大口顧客として長期契約で購入・利用することを約束することで、売上計上を可能とし、民間投資を呼び込み産業育成を支援する手法。

2. スタートアップ°

3. 対応の方向性

(2) KPI

- スタートアップへの投資額を2022年度から5年後の2027年度に10倍を超える規模にする（10兆円規模）。
※2025年（速報値）の投資額は、7,613億円（2024年は、8,828億円）。
- 将来において、ユニコーンを100社創出し、スタートアップを10万社創出する。
※ユニコーン数は2025年10月時点で8社（上場ユニコーン数33社と合計すると41社）。

(3) 講じるべき施策パッケージ

①スタートアップ°のスケールアップ°

<a.内外からの成長資金の供給拡大>

- シード期からレイト期まで一気通貫で支援を実施するため、政府系金融機関等からの資金供給強化の方策を検討（26年度内）。
- ディープテック・スタートアップの量産体制整備等のための資金調達に係る中小機構による債務保証制度の拡充。
- 東証の上場ベンチャーファンド市場を活性化すべく、ポートフォリオ構築期間延長などの要件緩和を行い、NISAを含む個人からの資金流入を拡大（26年夏）。
- 資金調達時の有価証券届出書の提出免除基準の緩和（1億円→5億円）等（金融商品取引法改正）（26年度内）。
- GPIF、大学基金など機関投資家において、ベンチャーキャピタル（VC）ファンドを含むオルタナティブ投資を推進すべく、投資環境整備等※1を進め、投資実績を積み上げ。
- 金融機関が有限責任組合員（LP）として出資する場合について、現行法上10年とされる議決権保有制限の例外となる期間の見直し（26年度内）。

<b.出口の多様化>

- スタートアップのM&A活性化に向けて、「M&Aガイドンス」を策定・普及させるとともに、オープンイノベーション促進税制の活用を拡大。
- 「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」について、企業会計基準設定主体における検討プロセスが加速されるよう、フォローする。
- プライマリー及びセカンダリー取引の活性化に向けて、特定投資家（プロ投資家）への移行要件の緩和・明確化を図る（～26年夏）。

<c.グローバルネットワークの強化>

- 起業初期段階から海外展開を志向するスタートアップを育成する「Born Global型」等の拡充など、J-StarX※2を強化。
- 政府系ファンドから海外VCファンドへのLP出資拡大や「Global Startup EXPO」開催を通じて海外VCからの投資拡大や日本進出促進。併せて、東証等と連携し、海外の有望なスタートアップの日本進出から東証上場までの支援を実施し、日本と海外のスタートアップエコシステムの強化を図る。
- 国内の有望なスタートアップが海外市場に進出する際、JBICはじめ政府系機関の海外ネットワークを活用して、資金供給を含む金融・ビジネス両面からの支援を推進するとともに、在外公館において、デュアルユース等先端技術に精通した専門家の伴走支援やODAによる支援を実施。

（※1）運用受託機関等とのコミュニケーションを通じて、国内VC等に対して、公正価値評価（時価評価）の導入や、投資戦略・実績などの運用状況の開示を求める投資環境整備を進める。さらにGPIFにおいては、オルタナティブ投資に係る分析体制の強化・専門性の向上、多様化した運用手法の活用を進める。大学基金においては、着実に運用の高度化を進める。

（※2）「J-StarX」は、最初から海外を目指す起業家の育成や、スタートアップの海外展開支援を目的に、若手起業家や学生を、欧米やアジアの主要都市に派遣する事業。国内の事前プログラム等で選抜を行ったのち、現地に派遣し、資金調達や事業開発に必要な投資家や事業会社への紹介や、連続起業家からの助言（メンタリング）などを提供。

2. スタートアップ

3. 対応の方向性 (3) 講じるべき施策パッケージ

② ディープテック・スタートアップの支援

<a. 政府・大企業による調達強化>

- 初期需要の創出のため、スタートアップへの技術開発支援（補助等）を行うSBIR制度を抜本強化し、政府の本格調達につなげる試験導入（委託）の枠組の創設を検討。新しい枠組の中で大規模技術実証の拡充も検討。あわせて、スタートアップが政府調達に参入しやすくするための契約指針等を策定。
- 防衛力強化とスタートアップによるイノベーション創出の好循環を生み出すため、防衛省と経産省が連携して研究開発から調達まで一貫した支援を開始（防衛省において「ファストパス調達」として、防衛版SBIR制度を開始するとともに、部隊及び幕僚監部と企業が一体となってフィードバックサイクルを回す「アジャイル型調達」を推進）。
- 大企業によるスタートアップ製品等の本格調達・購買の実現可能性を検証するための実証、研究開発を支援する事業を強化。

<b. 優れた技術の事業化>

- 優れた研究成果に基づく大学発ディープテック・スタートアップの創出に向け、人材育成や事業化支援、投資拡大や海外VC等と連携を加速。
- 研究開発段階から事業化までの一気通貫の支援を戦略17分野に重点化して強化し、NEDO等による伴走支援体制を確立。
- グローバル・スタートアップ・キャンパス構想を推進するため、施設の開所に先立つ先行的活動を本格的に開始。

<c. 経営力の強化と伴走支援体制の充実>

- 有望技術の能動的な探索・発掘を促し、起業支援、知的財産戦略、事業戦略等に係る専門人材チームによるNEDOによるワンストップ支援の実施を強化。
- J-Startup制度の戦略17分野へのスケールアップに向けた重点化、選定基準の明確化や公募導入等を含む制度見直しと伴走型支援の推進。
- 競争優位性を実現するビジネスモデルとそれに連動した知財戦略の構築の支援、VC等への知財専門家の派遣を充実・強化。

③ 地域の経済社会を担うスタートアップの創出・育成

<a. 次世代を担う起業家の育成>

- 全国の小中高大生・博士学生を対象とするアントレプレナーシップ教育の受講機会の拡充とともに、学校現場への起業家等の派遣等を拡充。

<b. 地域におけるスタートアップの更なる創出に向けた支援>

- 国立高専機構本部にスタートアップ支援組織を設置。各高専への地域連携コーディネータの配置の促進等。
- インパクトスタートアップの支援、ローカルゼブラ支援、VCや機関投資家等によるインパクト投資の拡大を通じたスタートアップへの資金供給促進。

<c. 社会課題解決を牽引するスタートアップの実証・調達>

- 自治体によるスタートアップ調達の強化に向けた方策の推進。
- 国家戦略特区制度の更なる活用を促すため、情報発信の強化や、スタートアップに係る規制・制度改革提案を募集し、その実現を後押し。

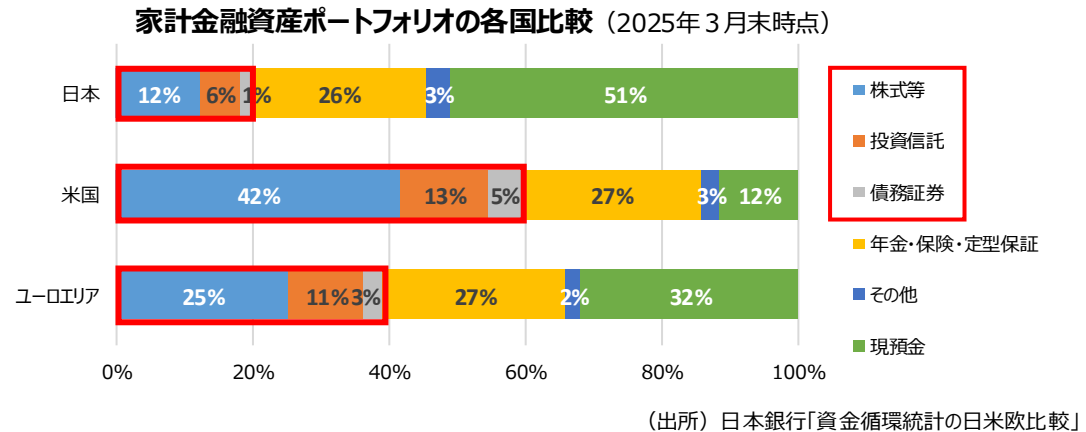
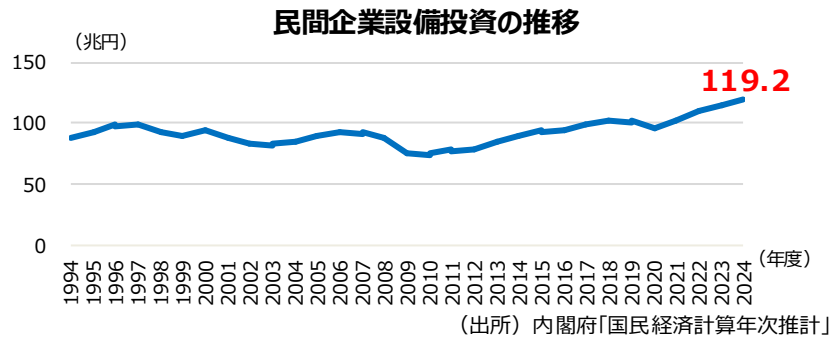
<d. 地域における多様なプレイヤーの連携>

- エコシステム拠点都市において、海外市場を見据えた事業戦略の具体化や収益性確保に係るハンズオン支援等を実施。
- 地域未来戦略における産業クラスターの形成に向けた取組との連携を強化。

3. 金融を通じた潜在力の解放

1. 現状と課題

- 日本経済・地方経済の潜在力を解き放ち※、戦略17分野等に対する成長投資を強力に促進するためには、「資産運用立国」の取組を推進・発展させ、成長投資を支える官民双方の金融やインベストメントチェーンの機能を強化することが重要。
(※2026年2月高市総理施政方針演説)
- 金融機関・市場の機能強化、企業の成長投資の促進、アセットオーナーの機能向上、家計の安定的な資産形成等に取り組む。



2. これまで (2025年度内) の主な取組

【成長資金供給の拡大】

- 「地域金融力強化プラン」公表 (2025年12月)、金融機能強化法等改正 (2026年2月国会提出)
- 東証グロース市場改革 (上場維持基準見直し (2025年12月)、投資家が評価する好事例の提供 (2025年12月) 等)

【コーポレートガバナンス改革】

- 「人的資本可視化指針 (改訂版)」公表 (2026年3月)

【アセットオーナーシップの改革】

- 大学の資産運用実態調査の実施 (2026年2月)

【家計の安定的な資産形成】

- NISAつみたて投資枠の年齢要件の撤廃 (2026年3月所得税法等改正法成立)

3. 金融を通じた潜在力の解放

3. 対応の方向性

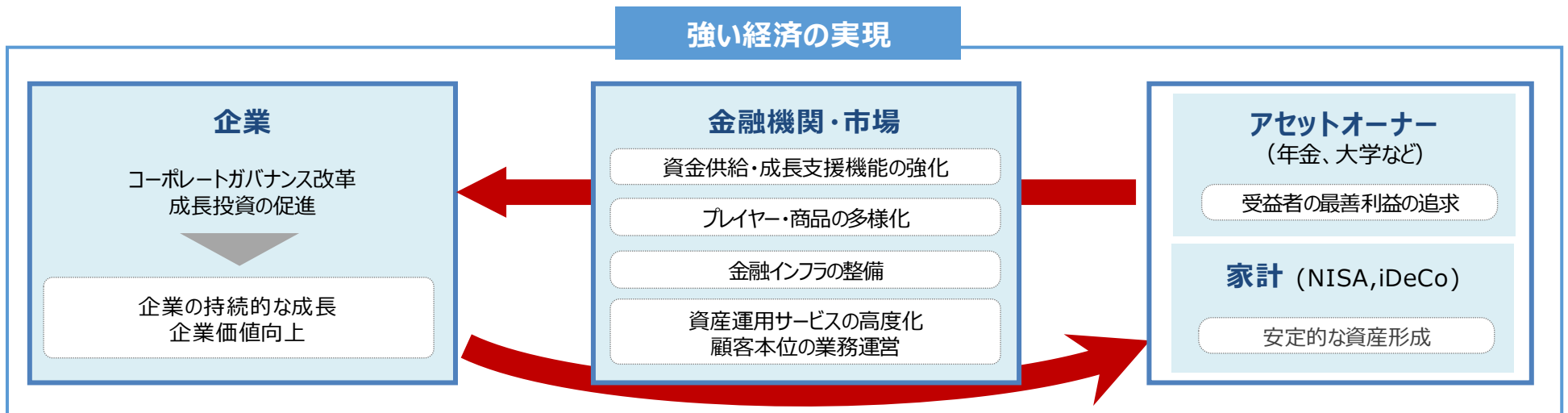
(1) 対応の方向性

- ① 「強い経済」の実現に向け、官民連携による戦略17分野等への成長投資や日本企業の事業再編・再構築を金融面で支えるため、以下に取り組む。
 - ・ 金融機関の資金供給・成長支援機能の強化
 - ・ 多様なプレイヤーが参加し、多様な商品が取引される厚みのある金融市場の実現
- ② 企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、企業の成長投資を促進するためのガバナンス改革を推進する。
- ③ 資産運用を通じ、国民が経済成長の成果を最大限享受できるよう、アセットオーナーの機能向上、資産運用サービスの高度化、家計の安定的な資産形成を促進する。
- ④ ブロックチェーンなど新技術を活用した決済システムの高度化を通じ、物流・商流における効率性向上に貢献するなど、金融インフラを整備する。

(2) KPI

以下の政策目的に関するKPI指標について検討中。

- ・ 企業の成長投資の促進
- ・ 家計の安定的な資産形成の促進
(家計金融資産に占める株式・投信等の状況)



3. 金融を通じた潜在力の解放

3. 対応の方向性

(3) 講じるべき施策パッケージ

① 戦略17分野等への成長投資や事業再編・再構築を支えるための金融機関・市場の機能強化

● 金融機関の資金供給・成長支援機能の強化

- ✓ 官民連携した資金の供給拡大策
- ✓ 大型M&Aに係る融資や、新規事業のための特別目的会社への融資を促進するため、一定の要件の下で銀行の大口信用供与等規制※の限度額超過を承認することを明確化（※ 同一グループへの融資等を自己資本の25%以下に制限する規制）
- ✓ 銀行の投資専門子会社による株式非公開化・カーブアウト案件への出資を可能とするため、銀行の議決権保有規制※を緩和（※ 出資先企業の議決権保有を5%以下に制限する規制）
- ✓ 銀行が他人資本も活用してファンドを運営する場合の自己資本比率規制を合理化（他者出資分を非連結とする）

● 多様なプレイヤーが参加し、多様な商品が取引される厚みのある金融市場の実現

- ✓ 適切なモニタリングを前提にPE（プライベートエクイティ）ファンドやVC（ベンチャーキャピタル）の健全な発展のため、JICの出資機能の強化等や、銀行等の出資・融資に係る規制の合理化を行うとともに、「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」（2024年策定）の改訂・普及等を通じて、VCからスタートアップに対する支援強化（出口の多様化や海外展開）やVCにおけるファンド資産の公正価値評価（時価評価）を推進
- ✓ 邦銀以外による資金供給を促進するため、日本で銀行免許がない外銀の協調融資への参加促進や、適切なモニタリングを前提に健全なPD（プライベートデット）ファンドの参入促進に向けた制度を整備
- ✓ 個人投資家への多様な投資商品の提供やスタートアップ企業等への成長資金供給の促進のため、諸外国を参考に、顧客保護に十分留意した上でプライベートアセットに特化した公募投資信託の枠組みを整備
- ✓ 国民に安全・安心なセーフティネットを持続的に提供するため、生命保険会社の財務健全性等を確保しつつ、生命保険契約者保護機構に対する万が一に備えた政府補助の制度のあり方を検討
- ✓ 社債市場の活性化のため、小口・低格付社債の発行に係る規制緩和、ガイドブック等による企業向けの周知を実施するとともに、大規模な設備投資を行う企業の社債引受を行う金融機関を支援する制度を整備
- ✓ 金融機関が企業向け貸出債権を投資家に売却して新たな貸出余力を生み出すとともに、セカンダリー市場を活性化するため、貸出債権のうち売買目的のものは、信用リスクではなく市場リスクによる管理を可能とするよう制度を整備

● 地域金融力の強化 ※地域未来戦略と連携して実施

- ✓ 企業価値担保権の活用促進
- ✓ 地域活性化の取組に関する事例集のとりまとめ

3. 金融を通じた潜在力の解放

3. 対応の方向性

(3) 講じるべき施策パッケージ

② 企業の成長投資を促進するためのガバナンス改革

- ✓ 企業による、成長投資に向けた経営資源配分についての説明や検証を充実させるため、コーポレートガバナンス・コードを改訂
- ✓ 成長投資の具体化・実行に向け、成長投資と株主還元の適切なバランスや、事業ポートフォリオの改善、投資の時間軸・評価軸等を整理した「成長投資ガイドンス」を策定
- ✓ 企業グループのリスクマネジメント高度化と投資余力の確保を後押しするため、自グループのリスクのみを引き受ける特別専門保険会社の制度創設を検討

③ 経済成長の成果を最大限享受するための環境整備

● アセットオーナーの機能向上

- ✓ GPIF等の公的アセットオーナーの運用力向上に向けて、適切なリスク管理の下、オルタナティブ投資に取り組むための体制整備等を進めるとともに、厚生年金に係る積立金を運用する主体（GPIF、国共連、地共連、私学事業団等）の運用状況等の比較や定期的な検証を実施
- ✓ 企業年金の運用状況等を比較可能とするシステム整備、アセットオーナー・プリンシプルの受入検討状況に関する実態調査を実施
- ✓ 大学の資産運用の促進・高度化に向けたガイドブックの策定・周知、好事例の収集・横展開、共同運用の促進、アセットオーナー・プリンシプル受入の促進を実施

● 資産運用サービスの高度化

- ✓ 本年4月に新たに発足した資産運用業協会による政策対応力や国内外への情報発信等の機能強化を後押し
- ✓ 金融グループによる外国の資産運用会社の買収容易化のため、銀行の子会社規制を緩和（資産運用業と一般業務を兼営する外国会社を保有可能とする）
- ✓ 資産運用会社のミドル・バック業務や信託銀行の資産管理業務の効率化・合理化の方策を検討

● 家計の安定的な資産形成の促進

- ✓ NISAのつみたて投資枠の年齢要件の撤廃に係る広報を強化
- ✓ 各世代・地域に即した金融経済教育を推進、学習指導要領における金融経済教育の記載の充実を検討
- ✓ 加入者目線に立ったDC/iDeCo制度の改善、広報の充実を実施

④ 金融システムを支えるインフラの整備

- ✓ ブロックチェーンを用いた物流・商流・決済の一体化によって経済全体の効率性向上が追求されていく中で、それに対応できる決済環境を整備するため、ブロックチェーンを活用した決済手段（ステーブルコイン・トークン化預金）の実装・普及に向けた環境整備など、決済システム高度化の取組を推進
- ✓ 持続可能かつ競争力ある決済システム構築のため、決済のリアルタイム化に加えて、ブロックチェーン技術を活用したデジタル決済との連携等を視野に入れた新たな銀行間決済システムの構築を促進

4. 人材育成

1. 現状と課題

- AX時代の産業構造の変化に伴い、人材需要も大きく変化中、文理が分断され理系が少ない現在の学びの構造のままでは、理工・デジタル系人材や現場人材の不足等、ミスマッチが生じる懸念。
- 人口減少と大都市圏への流出により、地方では地域の医療・福祉、産業、インフラの維持に不可欠な人材が不足する懸念。
- 17の戦略分野における人材課題（※）も踏まえ、戦略的な育成が必要。

※以下の課題が挙げられている

- 各産業を支える理工・デジタル系人材、現場人材の不足
- 高度化する技術や新しい知識・技能への対応
- 新しい価値を生み出すイノベーション人材、技術とビジネスを繋ぐ人材や専門知識だけでなく経営判断力も併せ持つ人材の不足

※ この他、戦略分野ごとの人材需要にも対応する必要。

職種別の過不足（2040年）

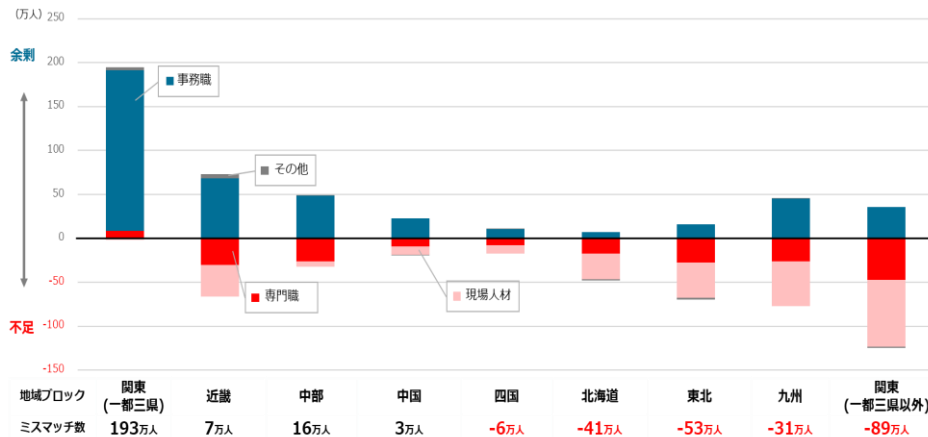
専門的技術的職業	-181万人
うちAI・ロボット等の活用を担う人材	-339万人
事務	437万人
現場人材	-260万人
うち生産工程従事者	-206万人

学歴別の過不足（2040年）

大卒・院卒理系	需要：889万人 供給：775万人	-124万人
大学・院卒文系	需要：1,549万人 供給：1,625万人	76万人

（出所）「2040年の産業構造・就業構造推計について（改訂版）」（2026年3月）産業構造審議会新機軸部会を基に文部科学省作成。

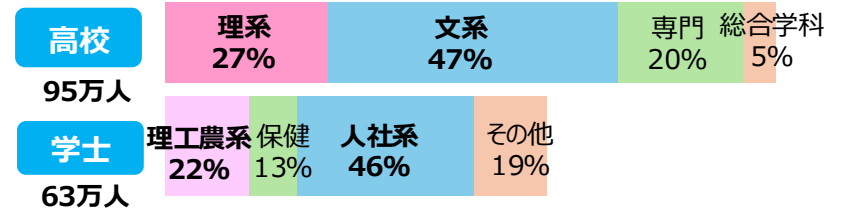
地域別の職種過不足（2040年）



（出所）「2040年の産業構造・就業構造推計について（改訂版）」（2026年3月）産業構造審議会新機軸部会



高校・大学における履修分野の偏り（2024年）



（※）高校の文理の内訳については、高等学校の回答に基づく、公益財団法人日本理科教育振興協会「令和6年度 高等学校 理系文系進路選択に関する調査結果」を使用。

（※）学士の人数・内訳は令和6年度学校基本調査。大学における理工農系、保健の数には、その他区分のうち理工農系・保健に関連する者の推計を含む。

4. 人材育成

2. これまで（2025年度内）の取組

経済対策・2025年度補正予算での主要な対応

- ・ 高等学校教育改革促進基金創設：都道府県において、改革を先導する拠点校のパイロットケースを創出（2,950億円）。
- ・ 成長分野転換基金拡充：成長分野への学部転換等や公立高専の設置を促進（既存分と合わせて1,000億円規模）。
- ・ 産業・科学革新人材事業（新規事業）：大学と産業界が連携し、研究開発・人材育成を実施（270億円）。

3. 対応の方向性

（1）対応の方向性

- 戦略17分野の課題やAX時代における人材需要の構造的変化なども踏まえ、一人一人の意思に基づき能力やスキルを最大限伸ばし、予測困難な時代においても変化を構想し、また、機動的に対応できる人材を育成することが重要という認識の下、教育機関が産業界とも協働しつつ、「イノベーション」を興すことのできる人材や「現場」を支える人材を戦略的に育成する。
- そのため、人材育成システム改革ビジョン（仮称）を作成し、「高校から大学・大学院等を通じた人材育成システム改革」を進める。

（2）KPI

戦略17分野に共通する人材課題の解決のための各段階における人材育成の強化

【関連指標】

（i）①に関するKPI

- ・ 少子化傾向においても専門高校※の生徒数を現在と同水準（2040年）
＜2025年度：657,457人＞ ※全日制・定時制・通信制高校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部のうち職業に関する学科を設置する学校（総合学科を設置する学校を含む。）のことをいう。
- ・ 普通科高校でいわゆる文系と理系の生徒の割合：同程度（2040年）
＜2024年度：「文系」51.4%、「理系」30.8%、「文理分けなし」17.8%＞

（i）②に関するKPI

- ・ 大学全体に占める理工農・デジタル・保健系の定員を5割に（2040年）
＜2024年度：35%＞
- ・ 高等専門学校を設置を促進し、少子化傾向においても、学生数を増加（2040年）
＜2024年度：53,305人＞

（i）③に関するKPI

- ・ 大学・専門学校等におけるリ・スキリング人口60万人／年（2030年）
＜大学等：53,076人（2023年度）、専門学校：57,542人（2025年度）＞

（ii）に関するKPI

- ・ 博士課程入学者数・博士号取得者数2万人/年（2030年度）
＜入学者数：16,212人（2025年度）、取得者数：15,345人（2022年度）＞
- ・ 大学の研究者1人当たりのテクニシャン(※)数の倍増
（2035年度）＜2024年度：0.05人＞

※資料収集や検査・測定、観測、試験等に従事し、研究者を補佐する者

4. 人材育成

(3) 講じるべき施策パッケージ

(i) AX時代における産業基盤を支える人材育成に向けた高校教育と高等教育の一体的改革

産業界や自治体、地域の高校・高専・大学等が協働し、高校・大学等を通じた文理分断からの脱却や大学・高専における理工・デジタル系人材の育成、地域の産業ニーズに対応した実践的職業人材の育成など、AX時代の産業基盤を支える人材育成に向け、高校から大学等まで一貫した教育改革を一体的に推進。

① 社会の変化に応じた高校教育改革

- (a) 国の「N-E.X.T.ハイスクール構想」を踏まえた、各都道府県における高校教育改革実行計画の策定
- (b) 高校教育改革のための基金を都道府県に造成し、パイロットケースとして先導的な学びのあり方を構築する高校を支援
- (c) 安定財源を確保した上で、実行計画を実現するための「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の新たな財政支援の仕組みの構築（高等学校教育改革促進基金の執行状況等を踏まえ27年度予算の編成過程で検討）
（普通科改革を通じた文理双方の素養を有する人材等の育成、専門高校の機能強化・高度化を通じたアドバンス・エッセンシャルワーカー等の育成、地理的アクセス・多様な学びの確保の実現）

② 高校教育改革と連動した高等教育改革

- ・大学の規模適正化をはじめとする社会・地域のニーズを踏まえた高等教育の実現に向け、一人一人の学生に対する支援の充実と教育の質の向上、文理分断からの脱却を図るべく、高等教育改革を推進。（26年～）
 - (a) 大都市の私立大学も含む理工・デジタル系人材育成の強化（成長分野への学部再編、重点分野に係る大学・高専の体制強化、私学助成の着実な確保・理工農系人材や地域人材の育成の取組等への重点支援等）
人文・社会科学系学部の入学定員のダウンサイジングによるST比（学生教員数率）の改善や理数分野併修を通じた教育の質の向上
海外留学や地域探究など、国内外の多様性の中で価値を創造する人材育成プログラムの強化
 - (b) 知事と学長等の産官学金の関係者が連携し、地域の人材需要（医療・福祉、産業、インフラ等）を踏まえた必要な人材の育成、高等教育等へのアクセスの確保方策を協議・実行
 - (c) 公立の高専（現在：3校）の設置を促進するとともに、国立高専運営費交付金を着実に確保し、地域のインフラを支える人材を育成

③ 高度化する技術や新しい知識・技能への対応や地域の社会・産業基盤を支える実践的職業人材の育成 ※労働市場改革分科会と連携

- (a) 戦略17分野など成長分野のニーズに対応したり・スキリング推進のため、大学等における社会人のための教育プログラムの開発や全学的な体制整備と収益化の推進等
- (b) 産業構造変化を見据えたスキル体系・標準の整備、スキルや学習歴のデジタル化・可視化の基盤構築等
- (c) 地域で必要な人材の育成に向けた専門学校の教育の質向上を図る取組への支援、遠隔授業など柔軟な制度運用への制度改正等
- (d) 「地域人材育成構想会議」（※）等を活用した教育機関と産業界との連携推進及び具体的な連携事例の創出
※地域人材育成構想会議：地域ごとに、人材育成の在り方を協議する場（地方公共団体、大学、経済界等で構成）
- (e) 地域の医療・福祉、産業、インフラの維持に不可欠な質の高い人材の安定的な養成体制等の確保
- (f) 新しい産学連携の形として産学が協力して設置・運営し学位の授与を行う「契約学科」を推進
- (g) 企業版ふるさと納税等の活用を通じた産業界から地域の人材育成への投資拡大

4. 人材育成

(ii) 「成長分野」を牽引する科学技術人材・クリエイティブ人材の育成 ※新技術立国・競争力強化と連携

戦略17分野と連動しつつ、科学技術人材・クリエイティブ人材の育成に向けた施策の強化を図るとともに、研究大学をはじめ多様な場での活躍を促進することで、「強い経済」の実現に向けたイノベーション創出を目指す。

① 新技術の研究及び社会実装を担う科学技術人材育成のための施策の強化

- (a) 産学での研究開発を通じ研究者・技術者の育成（リ・スキリング含む）、若手研究者を中心とした新興・融合研究の促進、博士課程学生・高度専門人材の処遇向上・活躍促進、小中高での優れた科学技術人材の育成
- (b) 基盤的経費と多様な競争的研究費の充実・強化（国立大学法人運営費交付金・科研費の大幅拡充等を含む）
産学官金が活躍するキャンパス全体の共創拠点の強化
- (c) 研究者の海外派遣や国際共同研究の加速、ODAの戦略的活用などを通じた国際頭脳循環の強化
- (d) 先端・戦略分野における国際的な枠組み等を通じた、産業人材を含めた人材育成・国際流動の促進 等

② 産業イノベーションをけん引する研究大学群の形成や国立研究開発法人の機能強化

- (a) 戦略17分野を中心とする産業競争力強化に貢献する、新技術立国の核となる新たな大学群の形成に向け、特定分野において特に高い研究力を有し高度な経営を行う大学を認定し、当該分野における研究開発及び社会実装（研究環境の整備を含む）を中長期的に支援する新たな制度の創設を検討
- (b) 17の戦略分野に対応した大学や国立研究開発法人のプラットフォーム機能の強化
（例：企業や大学等に対する研究施設・設備、専門人材の知見、セキュアな環境を担保したオフキャンパス機能等の提供等）

③ コンテンツの振興を担う人材の育成や裾野拡大

- (a) マンガ・アニメ・ゲーム等のコンテンツ分野の人材育成（17の成長戦略分野の1つとしてコンテンツ産業官民協議会においても検討）
- (b) 我が国のコンテンツの多様性を生み出す歴史や伝統、地域性等に根差した舞台芸術や美術等の分野における人材育成や裾野の拡大

(iii) 「人材力」の基盤となる環境整備

AX時代における人材力の強化に繋がる社会基盤・個人や企業の価値観の再構築などの環境整備を促進。

- (a) 固定的なキャリア観の刷新やアンコンシャスバイアスの払拭に向けたキャリア教育の推進、女子中高生の理系進路選択支援の強化等
- (b) 次期学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びの実装をはじめ、AX時代に向けた環境整備（質の高い教師の養成・確保・徹底した伴走支援、情報活用能力の抜本的な向上に向けた取組、創造的な学習環境・教材・研究施設・設備の計画的な整備）、特定分野に特異な才能のある児童生徒の資質・能力を最大限伸ばす教育の充実に向けた相談支援体制の構築
- (c) 「AI for Science」の推進と、それを支える研究インフラの構築等
- (d) 運動・スポーツを活用した健康インフラの構築（運動・スポーツ推進企業に対する支援、企業向け運動・スポーツ関連サービスの強化、地域の運動・スポーツ資源の開放による身近な運動・スポーツの場の拡大及び子供の頃からの運動・スポーツ基盤の構築等）

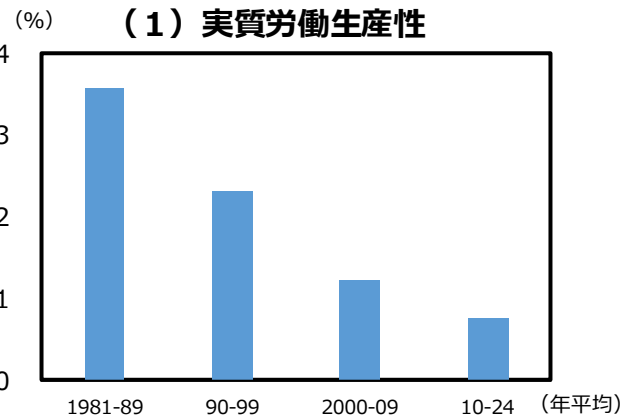
※労働市場改革分科会と連携

©JAXA

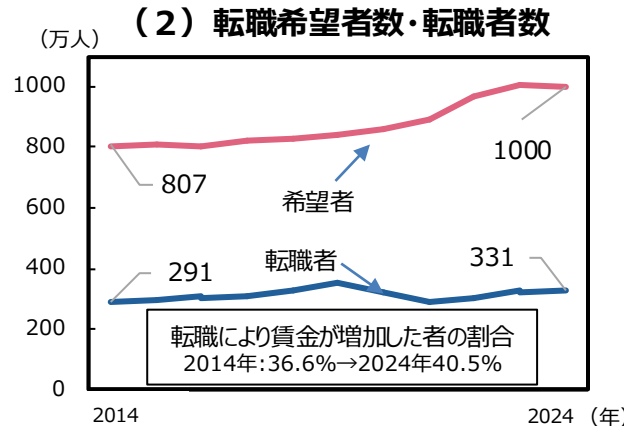
5. 労働市場改革

1. 現状と課題

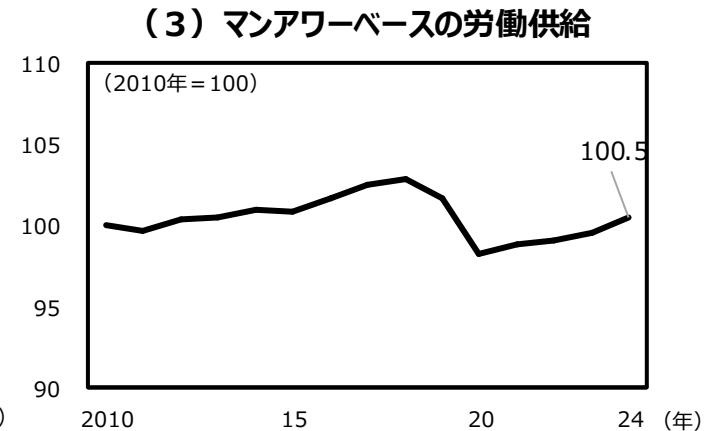
- 人手不足など労働供給制約下にある中、労働生産性の向上や雇用者の希望に応じた形での労働移動の円滑化を図るとともに、心身の健康の維持を前提に、労働供給量を確保することが必要。
- 戦略17分野をはじめとした成長分野の投資を促進するためには、その担い手となる専門人材や現場人材の不足を解消する必要。
 - (1) 労働生産性の向上：実質労働生産性の伸びは低下。賃上げのためにも、省力化・成長投資により、これを高める必要。
 - (2) 労働移動の円滑化：転職希望者数は増加傾向にあるが、転職者数は微増。転職により、賃金が増加した者の割合は拡大しており、希望に応じた労働移動を支援していく必要。
 - (3) 労働参加の確保：女性・高齢者の労働参加が進む中、労働供給は横ばいで推移。引き続き、多様な就労ニーズに応じた環境を整備する必要。



(出所) 厚生労働省「令和7年版労働経済の分析」を基に厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成。



(出所) 「転職希望者数・転職者数」は、総務省「労働力調査」を基に厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成。「転職により賃金が増加した者の割合」は、厚生労働省「雇用動向調査」を基に厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成。



(出所) 総務省「労働力調査 (基本集計)」、厚生労働省「毎月労働統計調査」を基に厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成。

2. これまで (2025年度内) の取組

- (1) ①「賃上げ」支援助成金パッケージによる、中小企業等の賃上げの支援 (うち、業務改善助成金：352億円 (25年度補正))。
②中小企業・小規模事業者の成長投資・生産性向上投資・省力化投資など1兆円規模の支援 (25年度補正)。
- (2) 働き方改革関連法施行後5年の総点検として、労働時間について業種・規模毎の状況、労使のニーズ等について、実態調査を実施し、26年3月に結果(※)を公表。

※ 労働時間を増やしたい労働者(約10.5%)の内訳は、短時間勤務の方や上限規制の枠内で労働時間増を希望する労働者が大半を占めた。

5. 労働市場改革

3. 対応の方向性

(1) 対応の方向性

戦略17分野をはじめとした成長分野の投資の促進に向けて、

- ・ 成長投資をけん引する専門人材の育成・確保
- ・ 投資の実行を支える現場人材の育成・確保

を図るため、以下の3つの柱で取り組む。

- ① 処遇向上に向けた労働生産性向上やリ・スキリング支援
- ② 円滑な労働移動の促進
- ③ 多様な人材の労働参加の促進

(2) KPI

【アウトカム指標（5年後）】

- ①労働生産性上昇
- 5年で15%上昇
- ②労働供給量（マンアワーベース）の推移が生産年齢人口の推移を上回るようにする

【具体的な指標】

<リ・スキリング>

- 人的資本投資（※） 2024年度：1.9万円→2029年度：2.2万円

※ 企業がOFF-JT及び自己啓発支援に支出した費用（労働者1人当たり平均額）

<労働移動>

- 転職入職率(パートタイムを除く一般労働者) 2024年：8.3%→2029年：9.0%
- 転職により賃金が増加した者の割合 2024年：40.5%→2029年：42.3%

<労働参加>

- 第一子出産前後の女性の継続就業率 2021年：69.5%→2030年までに80%
- 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施率 2025年：34.8%→2029年までに40.0%

5. 労働市場改革

(3) 講じるべき施策パッケージ

① 処遇向上に向けた労働生産性向上やリ・スキリング支援

- 戦略17分野をはじめとした成長分野等を支える人材確保を支援するため、業所管省庁と厚生労働省、経済産業省、文部科学省が連携して、スキルの標準化・可視化からリ・スキリングまでを一気通貫で支援する。17の戦略分野等を所管する省庁と業界団体等とが連携し、求められるスキルの標準化・可視化や教育訓練体系の整備に取り組むとともに、教育訓練プログラムを開発する。業界団体等による教育訓練プログラムの開発に対し、人材開発支援助成金も含めた支援の在り方について検討する。また、教育訓練プログラムについて、各分野等を所管する大臣が認定する制度を創設した場合、その適切性について所管省庁と厚生労働省が連携して精査した上で、専門実践または特定一般教育訓練給付金の対象とすることを検討する（26年度～）。
- 17の戦略分野等の投資を加速するためには、まずは工場建設等を担う人材の育成・確保が不可欠であることから、資格取得を支援する建設事業主への助成の拡充について検討し、必要なスキルの取得を促進する（26年度～）。
- 賃金上昇や処遇改善に資するリ・スキリングを支援するため、教育訓練給付金の講座指定のためのシステムに効果把握のための機能を実装するなど、同給付金の指定講座の効果把握や申請・審査プロセスについて検討。その上で、産業界・地域のニーズを踏まえたり・スキリングを推進するため、教育訓練給付金及び申請手続の効率化を含めた人材開発支援助成金の制度の改善を検討（26年度～）。
- 参加型シンポジウムの開催や関係省庁等と連携した情報発信など、「全世代型リ・スキリング国民運動」を展開（26年度～）。
- エネルギー等の戦略分野等におけるものづくり人材の育成を推進するため、関連の産業界と高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）が協働した人材育成プロジェクトを実施（26年度～）。

② 円滑な労働移動の促進

- 17の戦略分野等の成長分野への労働移動を円滑化するため、スキルの情報、スキルに紐付いた教育訓練プログラムと職業に関する情報といったデータ連携の強化。
- 労働に関する情報を一元的に提供する総合的データプラットフォーム「みんなの労働ナビ」の利便性向上のため、各種支援制度の申請画面への遷移やAI機能の装備について検討（～26年度）。また、今後の政府内の連携の在り方等について経済産業省、デジタル庁等を含む関係省庁で検討。
- 医療・福祉等の分野のエッセンシャルワーカーの人材確保に向けて、ハローワークにおける「課題解決チーム」による求人者・求職者への一体的支援の拡充、病院や施設を訪問し求人開拓及び求人充足支援を行うアウトリーチ支援の全所での実施など、ハローワークの機能強化。
- 労働力供給制約を踏まえ、労働者の希望に応じた労働移動の実現に向けた雇用保険のセーフティネットの在り方について検討（～26年度）。

5. 労働市場改革

(3) 講じるべき施策パッケージ

③多様な人材の労働参加の促進

- 時間外労働の実態と上限規制の間の「隙間」がある実態を踏まえ、中小企業等において36協定や特別条項が適切に締結されるよう、36協定の締結や柔軟な労働時間制の活用について「働き方改革支援センター」等による相談支援を充実（～26年夏）。
- 良好な労働環境の整備、働く者の意欲・能力の発揮の観点から、心身の健康維持と従業者の選択を前提に、労働時間法制等に係る政策対応の在り方について、多角的に検討（26年夏に進捗を整理）。
- 女性活躍を加速化する企業向けアウトリーチ・伴走型支援の在り方の検討（～26年夏）。改正労働施策総合推進法等に基づく女性の就業環境の改善に資するハラスメント対策・企業における女性の健康支援の取組の更なる周知・啓発の検討（～26年夏）。
- 70歳までの就業確保や処遇改善に向けた「65歳超雇用推進助成金」の拡充（26年度～）。
- 障害者雇用の「質」の向上に向け、就労意欲ある障害者の能力発揮の十分な促進や、正当な評価・処遇反映等を重視していく旨を示すガイドラインの創設、優良事業主の認定制度（従来は中小企業のみ）の大企業への拡大・基準見直しについて検討するとともに、手帳を所持しない難病患者の就労促進等について検討（26年度～）。

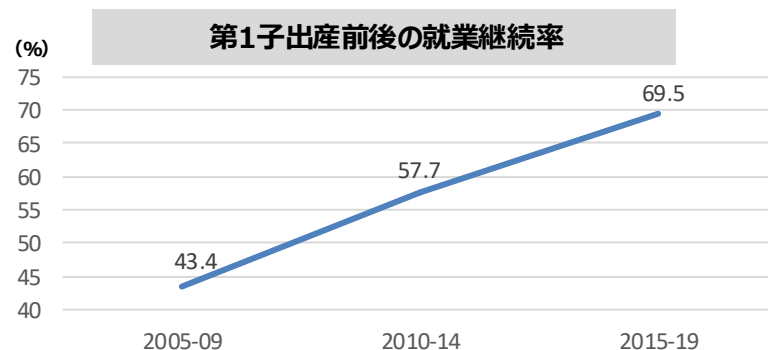
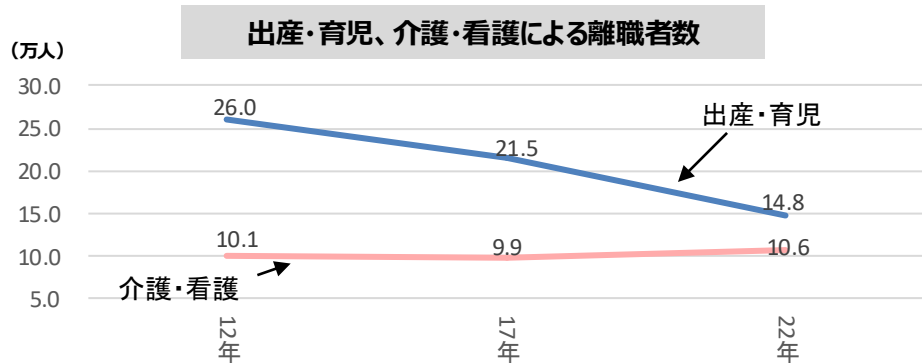
6. 家事等の負担軽減

1. 現状と課題

- 出産・育児による離職者数は減少傾向にあるが、依然として15万人/年程度。介護・看護による離職者数は11万人/年程度と、緩やかに増加。
- 第一子出産前後の女性の継続就業率は、上昇傾向にあるものの約70%。
- 家事支援サービス・ベビーシッターは認知されているが、潜在需要に対して、価格の高さや心理的抵抗感により、都市部を除き利用は限定的。
- 女性を含む多様な人材の労働参加を進める環境整備として、こうしたサービスの利用促進に向け、普及広報に加え、品質向上・信頼性確保、経済的支援の方策について検討する必要。
- 少子高齢化・人口減少が進む中、戦略17分野をはじめとした国内投資を促進するためには、これを支える労働力の確保が必要。

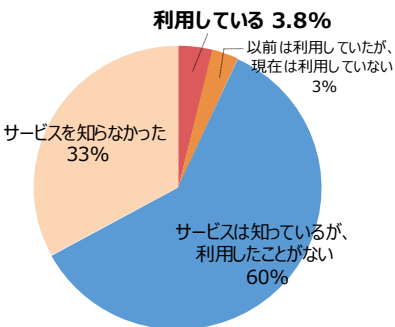
【参考】第221回国会における高市総理施策方針演説（2026年2月20日）：

「育児、子供の不登校、介護が原因の離職を減らすため、ベビーシッターや家事支援サービスの利用促進に向けた負担軽減に取り組みます。」

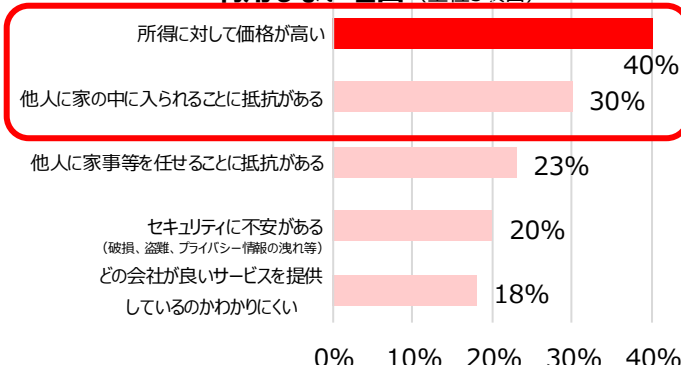


家事支援サービスの状況

サービス利用経験



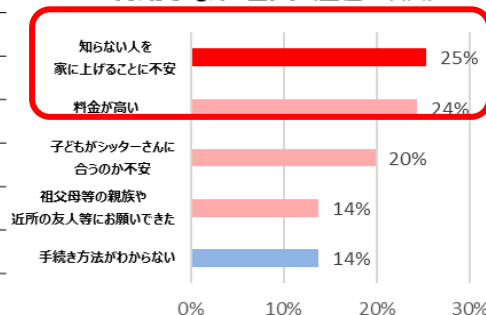
利用しない理由 (上位5項目)



ベビーシッターの利用状況

世代	性別	利用したことがある・している (%)	利用してみたいと思う (%)
20代	男	7.6	28.7
	女	5.4	32.1
30代	男	6.5	24.1
	女	4.4	27.7
40代	男	3.6	19.2
	女	2.5	15.5
50代	男	2.1	13.3
	女	2.0	12.8

利用しない理由 (上位5項目)



(出所) 独立行政法人 労働政策研究・研修機構、内閣府「男女共同参画白書 令和5年版」「内閣府「男女共同参画白書 令和6年版」(元データは総務省「社会生活基本調査」、経済産業省委託調査・三菱UFJリサーチ&コンサルティング「令和7年度商取引・サービス環境の適正化に係る事業(家事支援サービス業における人材育成・確保の在り方に関する調査)」(サービス利用経験サンプル数は36,333人、利用しない理由サンプル数は158人)、「男女共同参画白書 令和5年版」(サンプル数は女性10,081人、男性9,919人)、聖マリアンナ医科大学男女共同参画キャリア支援センター 保育・介護支援部会「ベビーシッター補助制度に関する調査結果について」(サンプル数は330人)

6. 家事等の負担軽減

2. これまで（2025年度内）の取組

家事支援サービス

※介護をしながら働く人を対象とするものを含む



- 消費者及び事業者を対象とした、実態・ニーズ調査を実施（経産、26年2月）
- 家政婦（夫）紹介事業所間の業務提携によるマッチングの向上の取組に関するモデル事業の実施（厚労、25年度）

ベビーシッター



- 「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」及び「こどもの預かりサービスのマッチングサイトのガイドライン適合状況調査サイト」を通じて、保護者等に対し、安全・安心にベビーシッターを利用するための情報提供を実施（こ家）
- ベビーシッターの安全の確保及び質の向上を図ることを目的とした「認可外の居宅訪問型保育に関するガイドライン」を策定（こ家、26年3月）
- 児童の安全確保を目的とした「認可外保育施設指導監督基準」（指導監督基準）に適合するためのベビーシッターへの研修や、更なる研鑽のための研修を実施（こ家）

3. 対応の方向性

（1）対応の方向性

人口減少が進む中で、戦略17分野を始めとして労働需要が高まる成長分野において必要な労働力が確保できるよう、家事支援サービス及びベビーシッターサービス等の利用促進を行うことで、育児や介護等による離職を防止し、多様な人材が能力を発揮できる環境整備を図る。

（2）KPI

【アウトカム目標】

- 第一子出産前後の女性の継続就業率（2021年 69.5% → 2030年 80%）
- 介護をしている者に占める有業者の割合（2022年 58.0% → 上昇）

6. 家事等の負担軽減

3. 対応の方向性

(3) 講じるべき施策パッケージ

家事支援サービス

※介護をしながら働く人を対象としたものを含む

普及・広報・調査

- 2025年に実施した家事支援サービスに係るニーズ調査を踏まえ、ホームページなどの広報チャネルを活用し、利用者の拡大に向けた効果的な広報を実施する。(経産)
- 複数の家政婦(夫)紹介所が連携して求人情報を発信するモデル事業によってマッチング・利用を促進する。(26年度～、厚労)

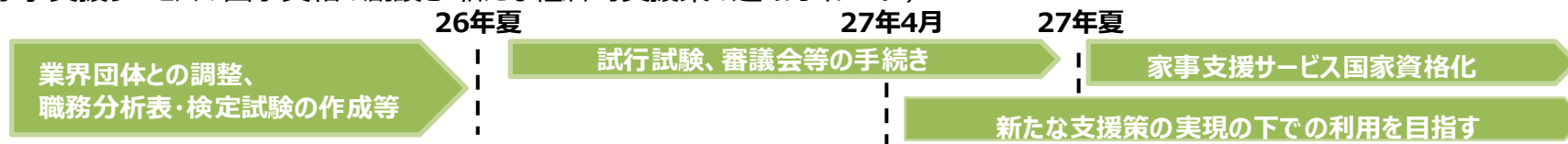
サービスの品質・信頼性向上、人材の育成・確保

- 品質・信頼性向上のため、関係業界と連携し、家事支援サービスに係る複数等級の国家資格(技能検定)の創設に向け、職務分析表・検定試験の作成等、試行試験・審議会手続きを進め、2027年秋頃に国家資格試験の第1回実施を目指す。(～27年秋頃、厚労・経産)
- 新たな国家資格の取得のため、2027年春を目途に家事支援サービスに係る講習プログラムの開発を促進し、質を備えた担い手確保を図る。(経産・厚労)
- (当面の対応として)家政士団体検定を含む制度の周知徹底を行い、受験者数を増加させることで、担い手確保を図る。(26年度～、厚労)
- 多様な人材の確保に向けた検討を進める。(厚労・経産)

経済的支援

- 新設を目指す国家資格保有者など質の高いサービスの利用に対する税制措置を含む新たな支援策を検討する。(～26年夏、厚労・経産)

(家事支援サービスの国家資格の創設と・新たな経済的支援案の進め方イメージ)



ベビーシッター

- 安全で質の高いベビーシッター事業者の利用促進のため、オンライン上で、保護者等に対し、指導監督基準の適合状況や子ども性暴力防止法上の認定を得たベビーシッター事業者に関する情報提供を実施する。(こ家)

- ベビーシッターが指導監督基準に適合するための研修や、更なる研鑽のための研修を増加させることにより、ベビーシッターの質の向上を図る。(こ家)
- ベビーシッターに関する制度等を分かりやすく示し、その理解の促進を通じて、ベビーシッターの安全の確保及び質の向上を図ることを目的とした「認可外の居宅訪問型保育に関するガイドライン」について、令和8年度に全国の自治体への周知を図る。(26年度～、こ家)

- 多様な人材の確保に向けた検討を進める。(こ家)

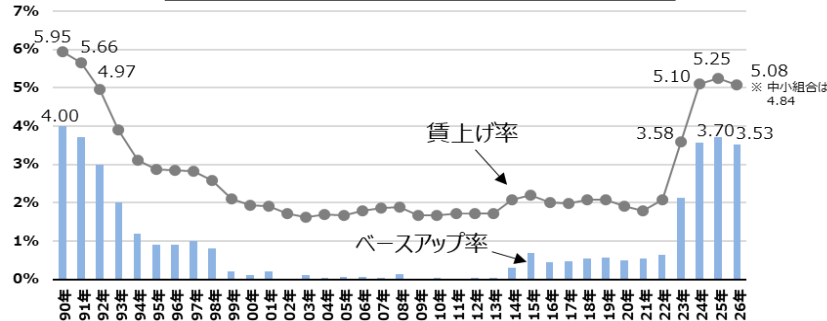
- ベビーシッターを含む、保育士、看護師等による安全で質の高い認可外の保育サービスの利用に対する税制措置を含む新たな支援策を検討する。(～26年夏、こ家)

7. 賃上げ環境整備

1. 現状と課題

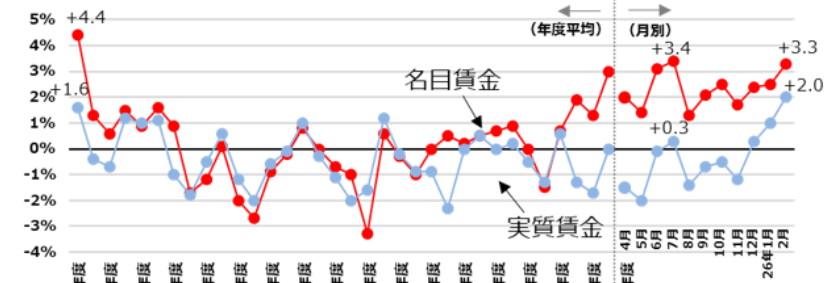
- 名目賃金は、2021年度以降増加し、春季労使交渉における賃上げ率は3年連続で5%台の高水準が続いている（※）が、物価上昇を上回る賃上げ（実質賃金プラス）を定着させることが課題。※2026年春季労使交渉連合の第4回集計結果は5.08%。
- 今般の中東情勢やそれによる原油価格高騰などにより、中小企業の賃上げへの影響が懸念される中、不確実性への不安を払拭し、賃上げを持続させるための環境整備を一層強化する必要がある。
- 中小企業は雇用の7割、付加価値の5割を占める日本経済の屋台骨であり、地域経済を牽引し、戦略17分野を始めとした成長産業のサプライチェーンを支える基盤的な存在。17分野を始めとした国内投資を持続的な経済成長につなげるため、全国の中小企業の「稼ぐ力」の強化が必要。

春季労使交渉における賃上げ率（連合調査）



（出所）連合「春季生活闘争 回答集計結果」より作成。2026年は第4回回答集計。2015年までのベース率は、連合による調査結果が得られないため、厚生労働省「賃金事情等総合調査」による。

二人当たり名目賃金・実質賃金（対前年度・前年同月比）



（出所）厚生労働省「毎月勤労統計調査」を基に作成。事業所規模5人以上・就業形態計の数値。実質賃金は、消費者物価指数（総合）により実質化したもの。2026年2月の数値は速報値。

2. これまで（2025年度内）の取組

（1）2026年春季労使交渉に向けた政労使の意見交換（11月、3月）

（2）地方版政労使会議を全都道府県で開催（12月～3月）

- ・ 賃上げ環境整備のための支援策、改正労務費転嫁指針、取適法・振興法、官公需における価格転嫁の取組等を周知。

（3）中東情勢の影響を受ける中小企業への対応（3月）

- ・ 全国約1000箇所の特別相談窓口の設置、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付における金利引下げや官民金融機関に対するきめ細かな資金繰り支援の徹底への配慮要請及び約1800の業界団体・各省庁・地方自治体に対する適切な価格転嫁への配慮要請を実施。

（4）価格転嫁・取引適正化に向けた取組（11月～3月）

- ・ 価格転嫁の円滑化のための調査及びそれらの結果を踏まえた対応、改正下請法（取適法）に対応する労務費転嫁指針の改正及び取適法・振興法の厳正な執行。
- ・ 状況が芳しくない発注者への注意喚起を実施。年明け以降、価格転嫁の妨げが疑われる事案への追加立入調査を実施。事業所管大臣名での指導・助言を実施。

（5）中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備（12月）

- ・ 生産性向上・省力化等に係る投資支援や伴走支援体制の強化など、政府全体で1兆円規模の支援。
- ・ 重点支援地方交付金を2兆円追加。地方公共団体による、最低賃金への対応を含め、賃上げを行う中小企業等に対する地域の実情に合った支援を後押し。
- ・ 「省力化投資促進プラン」への警備業の追加。

（6）官公需における価格転嫁の更なる徹底（継続）

- ・ 府省庁間で、総合評価落札方式の適用拡大、期中改定等の徹底、地方支分部局等への支援等を申合せ。地方公共団体に対し周知（12月）。
- ・ 令和8年度予算において、労務費や資材価格の上昇を踏まえ官公需の単価・予算を見直し。
- ・ ビルメンテナンス業、警備業の低入札価格調査基準の見直し（2・3月）。

（7）「医療・介護等支援パッケージ」の緊急措置（12月）

- ・ 令和8年度報酬改定を待たず、医療・介護・障害福祉分野で働く方々への賃上げ支援等（1兆3,832億円（25年度補正））。

7. 賃上げ環境整備

3. 対応の方向性

(1) 対応の方向性

- 戦略17分野を始めとした国内投資の促進を、賃上げを通じて消費と企業収益の拡大、更なる投資拡大につなげる、「投資と賃上げの好循環」を加速させるべく、中堅・中小企業の稼ぐ力を強化して、賃上げの原資を確保する。
- そのために、戦略17分野への投資やサプライチェーンへの参入、及び地方を出発点としたA Xに取り組み、変化に挑む中堅・中小企業への支援を強化する。

(2) KPI

【アウトカム目標】

中小企業の労働生産性（※）を5年で15%増（物価上昇率2%想定で、実質生産性を1%/年）

※労働者1人あたりの付加価値額。直近（2023年度）では、中規模企業578.5万円、小規模企業503.3万円。

(3) 講じるべき施策パッケージ

① 中堅・中小企業の稼ぐ力強化戦略

i 価格転嫁・取引適正化の更なる徹底

- 2026年1月より施行された取適法・振興法を着実に執行するとともに、取適法の対象とならない民間取引や官公需を含め、価格転嫁・取引適正化を強化する。
 - ・ 公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携を通じた取適法・振興法の執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底。併せて、公正取引委員会の体制面の強化を図る。
 - ・ 取適法対象外の取引への規制強化に向けた、公正取引委員会による独占禁止法上の告示の策定等と中小企業庁と連携した周知・遵守徹底。

※官公需については、②に記載

ii 成長支援・成長投資・生産性向上の強化

- 成長志向の強い中小企業への行動変容を促す支援策を強化するとともに、より多くの地域企業が成長志向に向かうメカニズムを構築する。
- 現場現業型でスピード感がありAI活用による成長余地の大きい地域の中小企業のAXを抜本的な意識改革で実現するため、補助金や伴走支援に加え地域ネットワーク作りを行う。

(日本経済を担う成長志向企業創出のエコシステム構築)

- ・ 100億企業創出メカニズム強化のための、成長投資支援の強化や経営者ネットワークの全国展開等のソフトインフラ整備。
- ・ 成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズム（①売上1～10億円の企業、②小規模事業者を対象）の構築。
- ・ 成長局面での資金需要に向けた、民間と保証協会の新たな選択肢となる責任共有の仕組の設計、公庫等によるリスクテイク機能を通じたリスクシェアの推進。
- ・ ローカル・ゼブラ企業（地域課題を解決し地域経済循環を創出する企業）等の計画を都道府県等が承認するスキームにより、成長発展を後押し。
- ・ イノベーション、新事業進出、新製品サービス開発等の支援、特に17分野に対する重点的な支援を実施。
- ・ 創業時からの経営力向上（AIの活用等）、政策金融等の創業後の成長支援、これらを支える地域ごとの支援者ネットワークの構築推進。

7. 賃上げ環境整備

3. 対応の方向性

(3) 講じるべき施策パッケージ

ii 成長支援・成長投資・生産性向上の強化

(持続的発展を目指す小規模事業者の支援)

- ・ プッシュ型の働きかけ・経営計画等の策定を通じた経営リテラシー向上及びエッセンシャルサービス維持に向けた商工会・商工会議所等の体制構築。

(AX・デジタル化・省力化の推進)

- ・ AIの導入意欲のある中小企業とAIサービス提供者、支援者のネットワーク構築を地域ごとに支援（自治体・金融機関・高専等と連携）。
- ・ 中小企業の自主的な変革を後押しする生成AIツールの社会実装（省力化・デジタル化・賃上げ等の手法を中小企業等に指南するツールの作成）。

※省力化については、③に記載

iii 事業承継・M&A等の事業再編の推進

- 経営者交代や経営資源の集約等を通じた成長を目指す経営革新を実現するために、事業承継・M & Aに積極的に取り組めるような事業環境整備を行う。
- ・ 個人・機関双方での適正な規律を図るための資格制度創設及び支援機関登録制度の信頼性向上に向けて法制化を目指す。
- ・ 地域金融機関をはじめとする支援機関や自治体等と連携しながら、事業承継・引継ぎ支援センターを中心とした各地の持続可能な事業承継の支援体制を構築。
- ・ 事業承継を契機として、生産性向上等に取り組む中小企業に対する措置等の検討。
- ・ モニタリング強化型特別保証の活用促進や地域別での再生支援体制の構築等を通じた予兆管理・伴走支援の強化、再生M&Aの実務に関するガイドラインの作成。

iv 伴走支援体制の強化等

- ・ 賃上げ等に向けたプッシュ型の働きかけ・伴走支援体制の強化及び自治体向け補助金・交付金を活用した伴走支援モデル事業の創出。

② 官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プランの策定・実行等

- ・ 国等の契約の基本方針で定められている措置のうち、特に取り組むべき措置（※）が国等・地方公共団体において2027年度末までに100%実施されるよう、フォローアップを徹底。
- ・ 労務費や資材価格の上昇を踏まえ官公需の単価・予算を見直すとともに、総合評価落札方式の適用拡大等を推進。
- ・ 地方公共団体のコスト増への対応として地方財政計画の歳出を増額。地方公共団体の官公需における価格転嫁の取組状況の普通交付税算定への反映を予定。
- ・ 価格転嫁の取組状況が芳しくない自治体に対し個別に改善指導を実施。改善が具体的に確認されるまでフォローアップを行い、改善事例等を有効活用。
- ・ 燃料小売業については4月中、印刷業については夏頃を目途に、費用の積算等の作成時に活用可能な基準を各省へ通知できるよう検討。

※労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇へ対応するための体制の整備及び契約書への明記、知的財産権の取扱いに関する受託事業者への配慮、発注に当たって作成する予定価格へ最新の実勢価格を反映、入札を実施する際の低入札価格調査制度または最低制限価格制度の活用 等

7. 賃上げ環境整備

3. 対応の方向性

(3) 講じるべき施策パッケージ

③ 省力化投資プランの着実な実行

- ・ 「省力化投資促進プラン」において定めた業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行い、進捗が見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討。
- ・ 省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金の充実及び活用促進。
- ・ 省力化ナビ、よろず支援拠点生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進。
- ・ 生活衛生関係営業については、賃上げ及び生産性向上に向けた伴走支援や業種ごとの自主的な取組の推進。

④ 「同一労働同一賃金ガイドライン」の改正（26年10月に適用）

- ・ 新たに、家族手当、住宅手当等について、正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差に関する考え方を明確化。

⑤ 実質賃金／最低賃金の引上げへの対応（～26年夏）

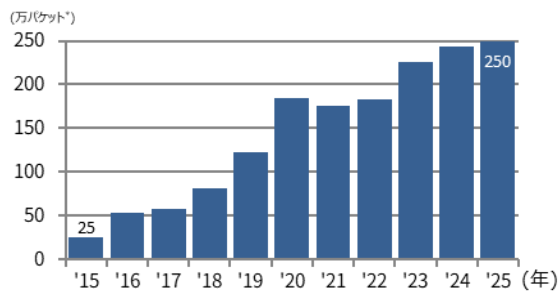
- ・ 実質賃金や最低賃金に関するこれまでの政府決定への対応について、今後の経済動向等を踏まえ、具体的に検討。
- ・ 地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る対応についても、併せて検討。

8. サイバーセキュリティ

1. 現状と課題

- 国家を背景とした攻撃を含めサイバー攻撃が巧妙化・深刻化し、我が国の経済社会、安全保障上の脅威。サイバー空間を利用した認知戦の脅威の増大も懸念。
- サイバー攻撃を受ければ、研究成果や企業の営業秘密等の機微情報漏えいや、事業停止等により、投資成果を大きく棄損、経済成長を阻害する恐れ。サイバー脅威への対応強化は成長戦略の大前提。
- 戦略17分野をはじめとした成長分野の投資成果の享受にあたっては、以下の点が課題。
 - ①サイバー攻撃の被害はサプライチェーン等を通じ拡大するため、サプライチェーンを含む社会全体の対策が不可欠
 - ②国家を背景とした攻撃を含め、巧妙化・深刻化するサイバー攻撃への対応が必要
 - ③我が国のサイバー対応強化やその自律性確保、戦略17分野における「官民投資」の推進に必要となる、サイバーセキュリティ人材の確保や国内サイバーセキュリティ産業・技術基盤の強化
 - ④社会でのAI活用やAIを悪用したサイバー攻撃の本格化、量子コンピュータ技術の進展による公開鍵暗号の安全性の低下等、先端技術の進展への対応が急務

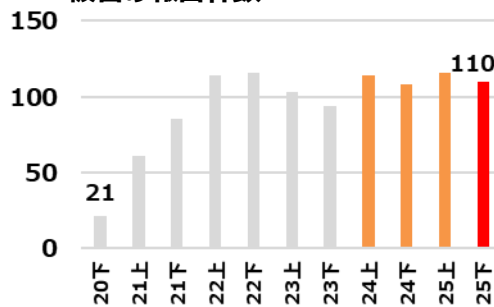
NICTが観測したサイバー攻撃関連通信数(※)



出典：国立研究開発法人情報通信研究機構「NICTER観測レポート2025 (2026年2月5日)」を基に作成

※1IPアドレス当たりの年間観測バケット数

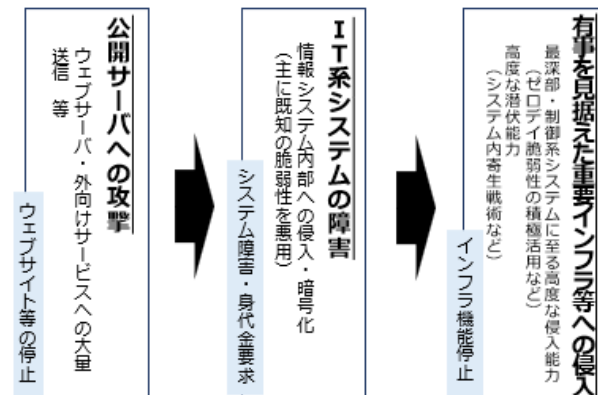
企業・団体等におけるランサムウェア(※)被害の報告件数



出典：警察庁「令和7年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について (2026年3月)」を基に作成

※データを暗号化して身代金を要求するマルウェア

サイバー攻撃の巧妙化・深刻化



サプライチェーンへの攻撃と業務停止例(ランサムウェア)

- 大手自動車メーカー取引先の一部のサーバとコンピュータ端末のデータが暗号化され、同メーカーの国内全工場が一時停止(2022年)
- 飲料品メーカー、通販事業者の商品の受注・出荷業務が一時停止(2025年)

AIを悪用したサイバー攻撃の進展例

- Claudeを活用して複数の組織を標的にサイバー攻撃を実施。脅威アクターはAIを使ってサイバー攻撃の80~90%を実行。経験やリソースが少なくても、効率的に大規模攻撃が可能に。(アンソロピック「初めて報告されたAI主導型サイバー諜報活動」(2025.11)より)

8. サイバーセキュリティ

2. これまで（2025年度内）の取組

- ・ **サイバーセキュリティ戦略の策定（25年12月閣議決定）**
 - ・ サイバー対処能力強化法に基づく基本方針の策定（25年12月）、関係政令の公布等（26年3月）
 - ・ 多様な役割ごとに、必要な知識・スキル等を体系的に整理した「サイバーセキュリティ人材フレームワーク2026」を策定(26年4月公表)

3. 対応の方向性

(1)対応の方向性

- ・ **戦略17分野の成長投資を下支えするため、「サイバーセキュリティ戦略」に基づき、サイバー対処能力強化法等の着実な実施、関連制度の機動的な見直し等の施策を推進し、サイバー脅威への対応を強化。その際、サイバー脅威への対応が成長に必要な投資との認識を共有した上で、官民が協力した持続可能なサイバーセキュリティ確保のあり方を検討。**

- ① **戦略17分野のプレイヤーのみならず、経済全体を支える重要インフラやこれらと連結するサプライチェーンを含め、セキュリティ水準を底上げ、レジリエンスを強化**
- ② **サイバー対処能力強化法に基づく新たな協議会を活用し、官民連携を抜本的に強化。同法等の実施等を含めあらゆる措置を実施。防御側に係る施策と攻撃者に対抗する施策を“車の両輪”とし、平素から継続的に攻撃者側にコストを賦課することにより、国が要となって、官民全体でサイバー脅威の防御・抑止を推進**
- ③ **こうしたサイバー対応のためのリソース確保のため、国内におけるサイバーセキュリティ人材・技術・産業を育成**
- ④ **AIの進展・普及に伴うサイバー脅威への対応、PQC（耐量子計算機暗号）への移行等、技術進展を見越した対応を実施**

(2)KPI

- ・ **重要インフラ分野^{※1}における主要な対策実施率^{※2}**

※1 情報通信、電力、医療等（重要インフラ統一基準で規定）

※2 KPI対象となる対策は、今後策定する重要インフラ統一基準等を踏まえて検討

8. サイバーセキュリティ

(3) 講じるべき施策パッケージ

サイバー対処能力強化法等の着実な実施、関連制度の機動的な見直しを含めた、サイバーセキュリティ戦略を推進。

① 社会全体のサイバーセキュリティ及びレジリエンスの向上

・成長を支える分野

- －半導体分野をはじめとした投資支援策における要件化等により、企業のセキュリティ対策状況を評価するSCS評価制度等を各業種において活用促進
- －一定のセキュリティ水準を満たすIoT製品の認証制度及びセキュリティサービス等の信頼性の認定制度等の構築・拡充や活用促進
- －AI(AIエージェント等)、制御・運用技術(OT)等、リスク対応の必要性が高まっている分野に関するガイドライン等の整備や活用促進
- －重要技術の流出防止のための大学・国立研究開発法人(国研)等の対策強化 等

・重要インフラ分野

重要インフラ事業者等が横断的に講ずべき基本的な対策(業務継続計画の整備を含む。)の徹底を図るため、重要インフラの所管省庁等の政府機関が取り組むべき施策についての統一基準である「重要インフラ統一基準」を新たに策定(26年夏)、戦略本部での実施状況の評価等のPDCAサイクルを通じ対策推進

・政府機関等

政府機関・国研等へのサイバー攻撃検知システム(CYXROSS)の導入拡大やGSSの利用拡大等による強靱なシステムの構築と運用、機密性の高い情報を扱うために必要な情報保全・秘密保全措置を講じたクラウド(高機密ソブリンクラウド(仮))の導入を進めるための早急な検討 等

・一層の対策が必要な分野

地方公共団体、中小企業、医療分野、大学等におけるサイバー対策の強化に向け、人材・ノウハウ・基盤等の共有化・集団的対応を通じた支援等の推進

- －相談窓口設置等の国による地方公共団体のサプライチェーン・リスク対策の推進、重大インシデント発生時の専門家チーム派遣の制度化
- －国による中小企業等への攻撃を迅速かつ面的に検知するためのプラットフォーム構築
- －基幹インフラ制度対象病院のセキュリティに関する点検基準の策定・利用促進※
- －国による大学等へのマネジメント監査の試行実施、大学等連携によるサイバー攻撃の検知・情報提供や体制確立等の取組(NII-SOCS)の強化 等

8. サイバーセキュリティ

② 国が要となって推進するサイバー脅威に対する防御・抑止

- ・サイバー対処能力強化法（強化法）等に基づく**インシデント対処の高度化**（インシデント報告や情報共有等のための基盤整備等）や**通信情報等の情報の収集・分析、アクセス・無害化措置※1の実施等**に向けた**体制・基盤等の整備**（強化法に基づく協議会の設置、官民連携基盤のリリース、通信情報利用の開始、アクセス・無害化措置の施行 等）
※1 サイバー攻撃の攻撃元であるサーバ等に対し我が国の政府機関（警察、自衛隊）がアクセスし、脅威を無害化する措置
- ・侵入・潜伏した痕跡等を各組織が自発的に探索する**脅威ハンティング**に関し、官民における普及促進等に関する基本方針を策定、**推進**
- ・アクセス・無害化措置や脅威ハンティング等に係る能力向上のための**演習基盤の整備・提供**
- ・**家庭用IoT機器を悪用したサイバー攻撃**に関して、機器の解析、周知啓発及び注意警告等の**官民が一体となった対策の推進**
- ・**国際連携の推進・強化**（情報共有・運用面の協力、ASEANを含むインド太平洋地域での能力構築支援 等）
- ・**サイバー犯罪対策の推進**（サイバー空間の匿名性が悪用された事案の捜査、未然防止・拡大防止のための体制・基盤の整備 等）

③ 我が国のサイバー対応強化と自律性確保のための人材・技術・産業の育成・確保

- ・**人材の育成・確保**（人材フレームワークの活用促進。短期・中長期の人材育成に資する、企業等のセキュリティ担当者のスキル向上・若手技術者の能力向上や大学等におけるセキュリティ教育の強化に向けた、教育・訓練機会の提供 等）
- ・国内における**サイバーセキュリティ技術・研究開発、産業育成の推進**※2（技術・研究開発プログラム等の推進、政府機関等における先進的・有望セキュリティ製品・サービスの積極的な活用及び評価 等）
※2 官民投資ロードマップ（デジタル・サイバーセキュリティ等）との連携を含む

④ AI等の技術進展を先取りした対応

- ・**AIの進展・普及に伴うサイバー脅威への対応**
 - －政府機関におけるAIを活用したサイバー対処能力強化（サイバー関連データの集約の推進、機密性の高いデータを扱う上でのAI活用の考え方等の検討・具体化等）
 - －AISIの機能強化（AIによるサイバー攻撃・防御への対応（AIインシデント情報の収集・評価、共有等）のための体制整備・強化 等）
 - －AIセキュリティに関する官民連携強化（強化法に基づく協議会の枠組みの下、IPA※3・AISI※4と連携し情報共有等の取組強化 等）
- ・**官民でのPQC移行推進**（政府機関等における原則2035年までの移行に向けた対応。産業界向けガイドライン等の整備等）
- ・**QKD※5の社会実装の促進**（QKDの特徴を踏まえた導入・運用方法のガイドライン等の整備等）

※3（独）情報処理推進機構、※4 IPA内に設置された、AIの安全性に関する評価手法や基準の検討・推進を行うための機関、※5 量子暗号通信